

# 令和6年度事業計画書

令和6年度においては、国民の食生活の向上並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資するための事業を実施するものとする。

## 《公益目的事業》

一般消費者向けに食肉の安全・安心、栄養及び機能に関する知識及び情報（以下「食肉に関する知識及び情報」という。）の収集、食肉に関する知識及び情報の提供、食肉の生産・流通及び消費に関する調査研究等の事業を実施する。

### I 食肉に関する知識及び情報の収集並びにそれらの提供

#### 1 緊急時生産流通体制支援事業（（独）農畜産業振興機構補助事業）

口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザなどの家畜疾病や食中毒事故の発生等、食肉の流通に大きな影響を及ぼす恐れのある疾病等の発生に備え、常時より国産食肉を取り巻く安全・安心に係る多様な情報の収集と消費者への普及を図るため、全国を区域として次の事業を実施する。

##### （1）食肉学術情報の収集

ア 食肉学術情報収集会議の開催

イ 食肉学術情報の収集

ウ 委託研究の実施

##### （2）食肉の安全性等に関する情報の学識者等による出張講座の開催

##### （3）食肉情報普及素材の作成等

ア 普及素材作成検討委員会の開催

イ 普及素材の作成

ウ インターネットを活用した情報提供体制の整備

#### 2 食肉情報等普及・啓発事業（（公社）日本食肉協議会助成事業）

##### （1）催事によるもの

国産食肉の機能・栄養面や安全性に関する消費者の誤解、不安を払拭しつつ、食肉に関する理解醸成を図るための催事に出席し、普及啓発資料の展示、国産食肉の試食、冊子等の配布及びアンケート調査等を行う。

(2) 催事以外によるもの

国産食肉の栄養と機能等に関する正しい知識を消費者に普及啓発するため、「食肉と健康を考えるフォーラム委員会」を開催するとともに、知識普及啓発冊子及びパンフレットの作成等を行う。

3 国産食肉等新需要創出緊急対策事業（（独）農畜産業振興機構補助事業）

(1) 給食を通じた国産食肉等の供給安定と利用拡大を図るための取組を全国に普及させるため、全国を区域として次の事業を実施する。

ア 国産食肉等の安全性や栄養に関する理解の醸成を図るためのセミナーの開催、安全性の普及啓発

イ 国産食肉等の利用を推進するための全国協議会の開催、給食献立の提案及び調理講習会の開催

(2) 食肉関係団体が実施する国産食肉等の新需要を創出するための取組についての成果の発表会を開催するとともに、合同商談会を実施する。

4 食肉産業展出展事業（（公社）日本食肉協議会助成事業）

食肉に関する知識普及及び情報提供を図るため、食肉産業展への出展を行う。

5 供給リスク増大下の食肉事情等理解醸成事業（（公財）全国競馬・畜産振興会助成事業）

食肉をはじめ食料供給のリスクが増大する中、最近の食肉供給事情や食肉の適正な価格形成に対する一般消費者の理解を醸成することにより、将来にわたって食肉の安定供給を図ることとし、次の事業を実施する。

(1) 推進委員会等開催事業

学識経験者等から成る「推進委員会」を開催し、事業の基本的な推進方針に関する検討及び達成目標等の自己評価結果の検証等を行うほか、「調査・研究委員会」及び「普及啓発委員会」を開催し、具体的な事業の実施方針を検討する。

(2) 食肉事情等消費者理解醸成事業

ア 研修会の開催

イ 情報冊子・動画の作成

ウ シンポジウムの開催

エ 一般消費者への理解醸成（シンポジウム結果の新聞広告）

## II 食肉の生産・流通及び消費に関する調査研究

### 1 緊急時生産流通体制支援事業（（独）農畜産業振興機構補助事業）

食肉の安全・安心に関する意識調査を実施する。

- (1) 意識調査検討委員会の開催
- (2) 意識調査・分析の実施

### 2 国産食肉等新需要創出緊急対策事業（（独）農畜産業振興機構補助事業）

新たな商品価値に即した国産食肉等のバリューチェーンの構築やその他の国産食肉等の新たな消費方法等についての取組を全国に普及させるため、次の事業を実施する。

- (1) モデル地域など優良事例の現地調査
- (2) 成果の取りまとめ、普及資料の作成・配布

### 3 供給リスク増大下の食肉事情等理解醸成事業（（公財）全国競馬・畜産振興会助成事業）

最近の食肉供給事情や食肉価格等に関する一般消費者の意識や家計における食肉消費等の動向に関する調査・分析を実施し、報告書を作成して配布する。

- (1) 消費者意識調査（WEB調査）
- (2) 食肉家計消費等動向分析

### 4 センター取組事業

国産牛肉普及推進のための生産流通調査等を実施する。